

平成24年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民法]

資金繰りに窮していた**A**は、**B**に対する500万円の債権を、譲渡禁止特約が付されていたにもかかわらず5月10日に**C**へ、5月11日に**D**へ二重に譲渡し（ただし**D**は譲渡禁止特約の存在を知っていた）、いずれについても確定日付ある通知が各譲渡日に**A**から**B**に向けて発せられた。**A**から**D**への債権譲渡の通知は、5月12日に**B**の事務所に郵便局員により届けられたが、このとき**B**本人は出張中につき不在で、**B**の雇っている従業員**E**がこれを受領し未開封のまま金庫に保管した。翌13日の午前9時、事務所に出勤した**B**は、ちょうど訪れた郵便局の配達員から、**A**から**C**への債権譲渡の通知を受け取った。**B**は**A**に電話をし、特約に反し譲渡をしたことを抗議したが、**A**の謝罪を容れて譲渡を承諾し、その後ただちに銀行におもむき、**C**を債権者であると信じて、同日午前11時に振込みの方法で**C**に対し500万円の弁済をした。**A**から**D**への債権譲渡の通知の存在を**B**が知ったのは、**B**が銀行から戻ってきて**E**から通知を手渡された同日正午のことであった。

以上の状況において、**D**が**B**に対して500万円の支払を請求してきたとき、**B**はこれを拒むことができるか。ありうる主張をすべてあげたうえで、その当否を論じなさい。

【100点】